

議案第251号

大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定  
を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条  
例案

第1条 本市は、大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）

第2条の高速鉄道事業及び中量軌道事業を廃止するときは、本市が出資を行い設立した株式会社に当該廃止に係る鉄道事業及び軌道事業を引き継ぐものとする。

第2条 市長は、前条に規定する場合には、同条の規定による引継ぎをするための基本方針を策定するものとする。

第3条 市長は、前条の規定により基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

高速鉄道事業及び中量軌道事業の本市が設立する株式会社への引継ぎに関する基本方針を策定し、これを地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とするため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。